

# 物 件 調 書（物件番号 2）

物 件	所 在 地	大和高田市西坊城 4 9 2 番 3			
1. 土地の概要					
面 積（実測）	761.18 m <sup>2</sup>	地 目	宅地	路線価	21,900 円/m <sup>2</sup>
接面道路の状況	東側 市道 幅員約 3.5～5 m 舗装あり 北側 市管理道路 幅員約 6.2 m 舗装あり ※東側市道は、市道「天 3 8 号線」と交差する箇所（約 4 m）のみ建築基準法第 4 2 条第 1 項第 1 号道路 ※北側市管理道路は、建築基準法上は非道路				
法令等による制限			用途地域	市街化調整区域	
	指定建ぺい率	60%	指定容積率	200%	
私道等の負担に関する事項		負担の有無	無		
供給処理施設の状況	区 分	利用可能な施設	配管等の状況	事業所名	
				電 話 番 号	
	電気	関西電力送配電(株)	引込可	関西電力送配電(株)コンタクトセンター	
				0800-777-3081	
	ガス	都市ガス	引込可	大阪ガスネットワーク(株)ガス導管ダイヤル	
			0120-544-209		
上水道	公営水道	引込可	大和高田市上下水道部		
			0745-52-3901		
下水道	—	配管なし			
交通機関	鉄道	近鉄浮孔駅 物件より北東 約 1.0 km（道路距離）			
備 考					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法第 3 4 条第 1 1 号の規定に基づく指定区域</li> <li>・ 奈良県景観条例</li> <li>・ 河川保全区域（西側一部）</li> <li>・ 現状有姿による売却であり、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して責任を一切負いません。</li> <li>・ 別紙注意事項もご参照ください。</li> </ul>					
沿 革					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和 3 6 年 売買により土地取得、建物新築</li> <li>・ 平成 1 2 年 6 月 用途廃止</li> <li>・ 平成 1 3 年 3 月 建物除却</li> </ul>					

## 別紙注意事項（物件番号2）

物件番号2（大和高田市西坊城492番3）に関する注意事項

### 1. 地下埋設物調査、土壌汚染状況調査

地下埋設物調査、土壌汚染状況調査は実施していません。

地下埋設物や土壌汚染の有無を厳密に判定するためには、落札者において調査を実施する必要があります。当該調査の結果、地下埋設物や土壌汚染が発見されたとしても、県は一切責任を負わず、調査等に要した費用を含め、落札者は県に対して何らの請求もできません。

### 2. 附属工作物

当該物件内のフェンスは、現況のまま引き渡します。県はこれらの修繕、移設、撤去、関係者との調整、費用負担等を行いません。

### 3. 電柱・支線

西日本電信電話(株)と貸付契約を締結し設置している電気通信設備（本柱1本、支線1条）があります。設置継続については、設置者と協議してください。

### 4. 除草等の費用負担、残置物、隣接者との調整

現状での引き渡しのため、除草等、及びそれにかかる費用負担について、県は対応しません。また、当該物件を利用するに当たっての隣接地所有者、地域住民等との調整等については、全て落札者において行うものとし、これらについて県は対応しません。土地に現存する全ての残置物等については、その価格を0円とし、現況のまま引き渡します。

### 5. 越境物

当該物件南側の敷地内に、隣接者のための排水管（隣接者の所有）が埋設されています。当該排水管は、県の同意に基づいて設置されています。県は当該排水管の修繕、移設、撤去、関係者との調整、費用負担等を行いません。

### 6. 広報板・ゴミ集積場

当該物件東側に、広報板及びゴミ集積場が設置されています。当該広報板に関することは、落札者において設置者と協議してください。

## 7. その他

上記 1～6 で列挙した事項も含め、売買物件が種類・品質等に関して契約の内容に適合しないものであるときも、県は落札者に対して一切責任を負いません。

また、落札者は県に対して何らの請求もできないほか、契約の解除をすることもできません。

※当該物件調書は、入札希望者が物件の概要を把握するための資料に過ぎません。

記載内容の正確性、その他記載にない事項については、必ず入札希望者ご自身において、現地及び諸規制等についての調査確認を行ってください。